

箕輪町行政経営委員会設置条例

平成16年3月22日公布

(目的及び設置)

第1条 箕輪町の行政が、最小のコストで最高品質のサービスを町民に提供し、活力ある住みよいまちづくりを実現するために、町民の視点及び企業経営の理念、手法等を積極的に取り入れ、効率的な行政経営を行うことを目的として、箕輪町行政経営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、町長の諮問に応じて、箕輪町の行政経営に関する次の事項について調査審議する。

(1) 組織、人材、財産及び財源の有効的、かつ、効率的な活用のために、評価及び改善の助言を行うこと。

(2) その他町長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、経営の分野において業績のある民間企業の経営者、町政に優れた見識を有する者及び公募する町民のうちから町長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外でその調査審議に関する見識を有する者を出席させることができる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長、副委員長を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(箕輪町行政改革推進委員会設置条例の廃止)

2 箕輪町行政改革推進委員会設置条例(昭和60年箕輪町条例第10号)は廃止する。